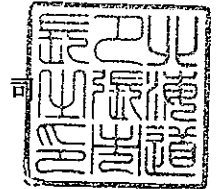


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 30 日

夕張市長 厚 谷



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
夕張地区
2. 協議の結果を取りまとめた日
令和 3 年 4 月 26 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
夕張地区（個人 111 経営体、法人 6 経営体）
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではありません。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業委員会の各種活動を通じた農地の利用調整などを基本とするが、希望者がいる場合は農地中間管理機構の活用を検討します。
6. 地域農業の将来のあり方
夕張メロン生産を重点とする本市農業を推進するため、夕張メロンの安定生産とブランドの更なる向上、多様な担い手の育成・確保、農地・農村地域の活性化、野生鳥獣被害への対応を推進します。